

平成27年度 山口県みほり学園事業計画

【選ばれる施設づくり】

◎ 施設運営の基本的考え方

- 家庭や学校及び地域において不適応行動を示す児童が、心の不安と混乱を取り除き、協調性や連帯感を培い、一人ひとりがお互いの良さを発揮し信頼し合える人間関係づくりの方法を習得し、社会適応能力を高めることができるよう“その人らしさを大切に”の基本理念の下、総合環境療法（心理治療・生活指導・学校教育）を行うとともに、児童の安心・安全の確保に努める。
- 特に、虐待を受けた児童に関しては心を癒す心理治療（回復的アプローチ）を、また、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、自閉症スペクトラム（ASD）等の発達障害児に関しては、その発達特性に合わせた心理治療を行うとともに、家族再統合プログラムやSST（ソーシャルスキルトレーニング）、認知・作業トレーニングなど、専門的アプローチの一層の充実に努める。

◎ サービス提供の基本方針

1 利用者本位のサービス提供

(1) 利用者を尊重する姿勢

ア 基本姿勢

児童・保護者とのコミュニケーション手段を確保しながら、それぞれの立場に立ち早期の家庭復帰・社会復帰を支援するなどのサービスを行う。

イ 基本的人権への配慮

児童と保護者の基本的な人権に配慮したサービスに努めるとともに、「個人情報保護規程」や日常生活の中では学園の「プライバシー取扱要領」に基づいてプライバシー保護に努める。

ウ 身体拘束廃止・虐待防止の取組

児童の尊厳と主体性の尊重のもとで、身体拘束ゼロ、虐待防止を徹底する。やむを得ず拘束する場合は、当該児童の安全を確保するという目的を明確にして対応する。

(2) 利用者満足度の向上

施設サービス満足度調査を、継続して実施する。また、調査内容については、必要に応じて見直し検討する。

(3) 利用者等が意見を述べやすい体制の確保

ア 利用者・家族からの意見・要望への対応

保護者との個別相談や面接は生活指導部、心理部で役割を分担しながら継続し、意見、要望については利用者保護とサービスの向上に向けた取組の一環として位置づけ適切に対応する。

イ 苦情解決の取組

「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」や学園の「苦情解決取扱規程」、「意見箱取扱要領」に基づいて迅速に対応し、その経緯や結果を職員間で共有し、利用者サービスの向上につなげる。

2 サービスの質の確保・向上

(1) サービスの質の充実

ア 個別性に配慮した支援

児童のニーズや能力に応じたアセスメントを行い、個別性に配慮した児童自立支援計画を作成し、それに基づいたサービスの提供に努める。さらに個別対応に必要な児童にあっては静養室等を個別の生活空間として活用する。

イ 健康管理

嘱託医との連携を図り、児童の健康管理、疾病等の予防を行う。特にインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に対してはその予防に努めるとともに、万一集団発生した際の体制を整える。また、ケースごとの医療情報を整理分析し職員間の情報共有を図る。

ウ 食事サービス

給食の外部評価を継続実施し、食育を進める観点からも地産地消を原則とし、旬の食材により季節感を醸し出すことに努める。

カ 生活環境の向上

児童が安心してくつろげる住環境の確保に努めるとともに、生活日課の継続的な見直しを行う。

キ 新たなプログラムの研究・導入

これまでのプログラム・技法に加え、嘱託医の助言に基づいて昨年度から導入した導入した認知・作業トレーニングの充実に取り組む。

(2) サービスの評価

ア 自己評価の実施

年1回の自己評価、利用者（保護者）評価を継続実施する。

イ 第三者評価の取組

今年度の第三者評価事業受審に当たって、前回の受審結果の分析とその後の改善を踏まえて、受審体制を整える。

(3) サービスの適切な実施のための取組

ア 各種業務マニュアルの充実

これまでに作成されたマニュアル等について随時見直し、必要に応じて新たに作成して運用する。

イ サービス実施計画の策定・実施

全職員参加のもとにサービス実施計画を策定・実施する体制を継続する。

ウ サービス関連情報の共有化

記録用ソフトのデータベース及び職員間の情報共有システムの効果的な活用に努め、さらに情報共有化の充実を図る。

3 利用者の安全確保とリスク対策

(1) 利用者の安全確保

ア 事故、感染症等に係るリスクマネジメントの推進

感染症等各対応マニュアルを周知徹底し、職員、児童ともに、予防と対応に努める。さらに、「リスクマネジメント実施要領」については必要に応じて見直しを行うとともにヒヤリ、ハット事例や事故の分析を行い、職員への周知徹底を図る。

イ 食品の安全確保、衛生管理の徹底

食材の選択に当たっては、常にコストに配慮し、また産地の確認を行いながら安全安心な食事の提供に努める。

ウ 施設・設備の点検及び修繕等の実施

遊具、設備等の定期的な安全点検を徹底し、修繕等が必要な場合には早期に対応する。

(2) 危機管理

ア 災害（火災、台風、地震等）等に係る対策の充実

防災対策を強化し、災害発生時を想定した食料等の生活物資の確保を図る。また、今年度はワーキングチームの検討結果を踏まえ、地震と津波を想定した当学園の事業継続計画（BCP）を策定する。

イ 不審者対応の徹底

「不審者対応マニュアル」に基づいた不審者対応避難訓練を継続して実施し、入所児童の安全確保に努める。

【地域とともに歩む施設づくり】

1 地域福祉の拠点としての役割の発揮

(1) 関係機関・団体等とのネットワークづくり

児童相談所を中心として原籍校、医療機関、児童養護施設等とのネットワークづくりを推進する。

(2) 地域貢献活動の積極的展開

入所児童、地域子供会、その保護者及び地域老人が世代を超えて相互に交流することを目的とした「地域ふれあい1日キャンプ」を継続実施する。

(3) 災害時要援護者に対する支援

災害発生時には学園施設を緊急一時避難場所として地域に開放する。

2 地域交流・地域開放の推進

(1) 地域との相互交流機会の拡大

児童によるボランティアの活動範囲を広げ、さらに新たな内容にも取り組めるよう支援する。また、「地域ふれあい1日キャンプ」を拡充して継続実施し、地域との交流機会の拡大を図る。

(2) ボランティアの積極的な受入れ

施設の特性を考慮してニーズや内容を検討し、「ボランティア受入れ要領」に基づいて、治療教育に効果的な受入れを推進する。

(3) 施設・設備や専門的機能の開放

地域に根差した施設として引き続きグラウンド等の施設機能を地域に開放する。また、学園機関誌、「地域ふれあい1日キャンプ」の内容を充実させる中で専門性の周知を図り、育児に関する電話相談窓口の設置、利用についても情報提供する。

(4) 地域でのボランティア活動の実施

入所児童の希望で始まったボランティア活動の経緯や主旨を尊重し、その継続と拡充を支援する。